

山ノ内町立小学校統合準備委員会運営要領

(趣旨)

第1条 山ノ内町立統合小学校準備委員会(以下「委員会」という。)の運営については、山ノ内町立小学校統合準備委員会設置要綱(令和4年山ノ内町教育委員会告示第17号)に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(専門部会)

第2条 統合に関する課題の検討や調整を効率的に行うため、委員会に次に掲げる専門部会を設ける。

- (1) 総務部会
- (2) 施設部会
- (3) P T A・地域部会
- (4) 通学・安全部会
- (5) 教育部会

2 専門部会に属する委員は、委員会委員から選任し、委員長が指名した者をもって構成する。

3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長は、専門部会の会務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

6 部会長は、必要があるときは、専門部会に委員外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

7 部会における検討経過は、委員会に対して適宜報告をする

(傍聴の許可)

第3条 会議は、委員長又は部会長の許可を得て傍聴することができる。ただし、委員長又は部会長が会議に諮って秘密会としたときは、この限りでない。

(会議の傍聴)

第4条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、傍聴人受付簿に氏名、住所等を記入しなければならない。

2 傍聴人は、前条の規定により、会議の非公開が決定された場には、直ちに退場しなければならない。

3 前2項に掲げるもののほか、傍聴人の遵守事項等は、山ノ内町教育委員会傍聴人規則(昭和32年山ノ内町教育委員会規則第3号)第2条及び第4条の規定を準用する。

4 委員長又は部会長は会場の都合により、傍聴人を制限することができる。

(会議資料の公表)

第5条 委員長及び部会長は、会議の資料を町公式ホームページ等により公表する。ただし、必要があると認められる場合は、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

附 則

この要領は、令和4年12月13日から施行する。